



発行 東京都

目次

110

規則

- 一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部職員支援課）……………一
- 一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）……………三
- 規則（教）……………
- 東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………四
- 東京都立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則……………五
- 東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………六
- 東京都立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………八

規則

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第三百三十四号

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて任命権者が定める」に改める。

第三条第一項中「月十六日」を「おおむね一月当たり十一日以上十六日以内」に改める。

第十二条第一項中「その日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「在職した期間」の下に「（以下「在職期間」という。）を加え、「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「在職する期間」の下に「（以下「在職する期間」という。）を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「一会計年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十三条第一項中「一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「八時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、総務局長が別に定める。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、任命権者は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。

第十三条第四項中「四時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の半日を単位とする年

次有給休暇の時間数への換算については、総務局長が別に定める。

第十四条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十四条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数」に、「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要がある」に改める。

第二十七条第一号及び第二十九条中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改める。

第三十一条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、総務局長が別に定める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十六日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十五日	五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十四日	六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十三日	六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十二日	七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十一日	七時間四十五分

別表第二 (第十二条、第十四条関係)

在職期間	一月当たりの勤務日数	十五日及び十六日	十一日から十四日まで
一年未満	十日		五日
一年	十一日		六日
二年	十二日		六日
三年	十四日		八日
四年	十六日		九日
五年	十八日		十日
六年以上	二十日		十一日

別表第三 (第十二条関係)

在職する期間	一月当たりの勤務日数	十五日及び十六日	十一日から十四日まで
十一月	十日		五日
十月	九日		五日
九月	八日		五日
八月	七日		五日
七月	七日		五日
六月	六日		三日
五月	五日		二日
四月	四日		一日
三月	三日		〇日
二月	二日		〇日
一月	一日		〇日

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四 (第十二条関係)

												イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日																																																			
												<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">在職期間</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">在職する期間</td> <td style="text-align: center;">一年未満</td> <td style="text-align: center;">一年</td> <td style="text-align: center;">二年</td> <td style="text-align: center;">三年</td> <td style="text-align: center;">四年</td> <td style="text-align: center;">五年</td> <td style="text-align: center;">六年以上</td> <td style="text-align: center;">一月</td> <td style="text-align: center;">二月</td> <td style="text-align: center;">三月</td> <td style="text-align: center;">四月</td> <td style="text-align: center;">五月</td> <td style="text-align: center;">六月</td> <td style="text-align: center;">七月</td> <td style="text-align: center;">八月</td> <td style="text-align: center;">九月</td> <td style="text-align: center;">十月</td> <td style="text-align: center;">十一月</td> <td style="text-align: center;">十二月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一日</td><td>二日</td><td>三日</td><td>四日</td><td>五日</td><td>六日</td><td>七日</td><td>八日</td><td>九日</td><td>十日</td><td>十一日</td><td>十二日</td><td>十三日</td><td>十四日</td><td>十五日</td><td>十六日</td><td>十七日</td><td>十八日</td><td>二十日</td> </tr> </table>												在職期間												在職する期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日
在職期間																																																															
在職する期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月																																												
	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	二十日																																												
												ロ 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで																																																			
												<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">在職期間</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">在職する期間</td> <td style="text-align: center;">一年未満</td> <td style="text-align: center;">一年</td> <td style="text-align: center;">二年</td> <td style="text-align: center;">三年</td> <td style="text-align: center;">四年</td> <td style="text-align: center;">五年</td> <td style="text-align: center;">六年以上</td> <td style="text-align: center;">一月</td> <td style="text-align: center;">二月</td> <td style="text-align: center;">三月</td> <td style="text-align: center;">四月</td> <td style="text-align: center;">五月</td> <td style="text-align: center;">六月</td> <td style="text-align: center;">七月</td> <td style="text-align: center;">八月</td> <td style="text-align: center;">九月</td> <td style="text-align: center;">十月</td> <td style="text-align: center;">十一月</td> <td style="text-align: center;">十二月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一日</td><td>二日</td><td>三日</td><td>四日</td><td>五日</td><td>六日</td><td>七日</td><td>八日</td><td>九日</td><td>十日</td><td>十一日</td><td>十二日</td><td>十三日</td><td>十四日</td><td>十五日</td><td>十六日</td><td>十七日</td><td>十八日</td><td>二十日</td> </tr> </table>												在職期間												在職する期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日
在職期間																																																															
在職する期間	一年未満	一年	二年	三年	四年	五年	六年以上	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月																																												
	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日	十五日	十六日	十七日	十八日	二十日																																												

別表第五（第二十四条関係）

一月	二月	三月	四月	五月
			一日	二日
			一日	二日
			一日	二日
			二日	三日
			二日	四日
			二日	四日
			二日	四日
			二日	四日
			〇日	四日

一月当たりの勤務日数

承認日数

十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
二日	二日	二日	二日	二日	二日	三日	三日						

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百三十五号

一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「従事する者」の下に「（これに相当する者を含む。）」を加え、同号に次のように加える。

- イ 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで
- ロ 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
- ハ 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中「介護欠勤」を「一日」に改める。

介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日

附則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、総務局長が別に定める職については、この規則による改正後の一般職非常勤職員の任用等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の総務局長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、総務局長が別に定める。

規 則 (教)

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十三号

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「おおむね一月当たり十六日かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、「もの」を「者（これに相当する者を含む。）」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 一月当たりの勤務日数がおおむね十一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間がおおむね八十五時間十五分から百二十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中「介護欠勤」を「一日」に改める。

介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日

附則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
（施行に伴う措置）
- 2 この規則の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める職については、この規則による改正後の東京都教育委員会一般職非常勤職員の任用等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。
- 3 前項の教育長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用（以下「公募によらない再度任用」という。）により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。
- 4 東京都教職員服務支援員の設置に関する規則（平成二十二年東京都教育委員会規則）

第二十三号)は、廃止する。

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十四号

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「おおむね一月当たり十六日又は職務の性質上これにより難しい場合は一任期につき百九十二日を超えない範囲で月十六日相当の日数、かつ一日当たり七時間四十五分に相当する時間勤務する」を「次に掲げる要件を全て満たす」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 一月当たりの勤務日数(勤務日数が一任期について定められている場合は、一任期の総勤務日数を勤務月数で除した日数)が十一日から十六日まで
- 二 一月当たりの勤務時間(勤務日数が一任期について定められている場合は、一任期の総勤務時間を勤務月数で除した時間)が八十五時間十五分から百二十四時間まで
- 三 一日の勤務時間が五時間三十分から七時間四十五分まで

別表中

介護欠勤	一日	一日
------	----	----

を

介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日

に改める。

附則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に設置された特別職の非常勤の職のうち、東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める職については、この規則による改正後の東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第四条第五項第一号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

3 前項の教育長が別に定める職に任用されている職員が、改正後の規則第四条第五項第一号の規定による公募によらない任用(以下「公募によらない再度任用」という。)により、一般職非常勤職員の職に任用された場合における当該職員の同条第六項に規定する公募によらない再度任用の回数の上限は、同項の規定にかかわらず、教育長が別に定める。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十五号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号)の一部を次のように改正する。

- 第二十条第一項中「期間」の下に「(以下「在職期間」という。)」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。
- 6 前項ただし書の規定にかかわらず、日勤講師が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を日勤講師に与えてはならない。

第二十二條第三項第一号及び第二十二條の二第三項中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改める。

第三十條第三項第一号中「第五項及び第七項」を「第五項、第六項及び第八項」に改める。

別表第一中「介護欠勤」を「一日」に改める。

介護欠勤	一日	一日
育児欠勤	一日	一日

に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十六号

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から職務の性質に応じて東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める」に改める。

第三条第一項中「月十六日」を「おおむね一月当たり十一日以上十六日以内」に、「東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）を「教育委員会」に改める。

第十二条第一項中「日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「期間」の下に「（以下「在職期間」という。）」を加え、「別表第二」を「別表第三」に改め、同条第二項中「期間」の下に「（以下「在職する期間」という。）」を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「一会計年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第

四」に改める。

第十三条第一項中「一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第三項を削り、同条第二項中「八時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

第十三条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならない。同条第四項中「四時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、教育長が別に定める。

第十四条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第二十四条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数」に改め、同項ただし書中「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要がある」に、「東京都教育委員会教育長」を「教育長」に改める。

第二十七条第一号を次のように改める。

一 在職期間が一年以上である職員
第二十八条中「定められた勤務時間」との下に、「二時間」とあるのは、「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」とを、「規則第二十一条」との下に、「二時間」とあるのは「基準時間」とを加える。

第二十九条中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「在職期間」に改

める。

第三十一条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のた
だし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の第二十一条及び第二
十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一（第二条関係）

一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十六日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十 五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十五日	五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、 七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十四日	六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十 分又は七時間四十五分
十三日	六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十二日	七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十一日	七時間四十五分

別表第二（第十二条、第十四条関係）

一月当たりの勤務日数	在職期間	勤務日数	勤務期間
十五日及び 十六日	一年未満	十日	十一日から 十四日まで
	一年	十一日	五日
	二年	十二日	六日
	三年	十四日	八日
	四年	十六日	九日
	五年	十八日	十日
	六年以上	二十日	十一日

別表第三（第十二条関係）

一月当たりの勤務日数	在職する期間	勤務日数	勤務期間
十五日及び 十六日	十一月	十日	十一日から 十四日まで
	十月	九日	五日
	九月	八日	五日
	八月	七日	五日
	七月	七日	五日
	六月	六日	三日
	五月	五日	二日
	四月	四日	一日
	三月	三日	〇日
	二月	二日	〇日
	一月	一日	〇日

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四 (第十二条関係)

イ 一月当たりの勤務時間が十五日及び十六日

在職する期間	在職期間											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一年未満	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日
一年	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十一日
二年	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日
三年	二日	三日	四日	五日	六日	七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日
四年	二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日
五年	二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日
六年以上	二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日

ロ 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

在職する期間	在職期間											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一年未満				一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日
一年				一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
二年				一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
三年				二日	三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日
四年				二日	四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日
五年				二日	四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日
六年以上				二日	四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日

別表第五 (第二十四条関係)

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	二日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十七号

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校一般職非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一日について七時間四十五分とする」を「次条に規定する一月当たりの勤務日数（勤務日数が一任期について定められている場合は、一任期の総勤務日数を勤務月数で除した日数をいう。以下同じ。）に応じて、別表第一に定める一日の勤務時間の中から、職務の性質に応じて東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める」に改める。

第三条第一項中「職員の」の下に「一月当たりの」を加え、「月十六日又は職務の性質によりこれにより難い場合は一任期につき百九十二日を超えない範囲で月十六日相当の日数」を「十一日以上十六日以内」に、「東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

第十二条第一項中「日数は、」の下に「一月当たりの勤務日数及び」を、「期間」の下に「（以下「在職期間」という。）」を加え、「別表第二」を「別表第二」に改め、同条第二項中「期間」の下に「（以下「在職する期間」という。）」を加え、「別表第二」を「一月当たりの勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第三」に改め、同条第三項中「東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「一月当たりの勤務日数、在職期間」に改め、「一会計年度において引き続き」を削り、「別表第三」を「別表第四」に改める。

第十三条第一項中「一の年度において五日の範囲内（その年度の年次有給休暇の日数が五日未満のときは、その日数の範囲内）で」を削り、同条第二項中「教育長」を「東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「八時間をもって一日とする」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）をもって一日とする（教育職員等に相当す

る職員については、七時間四十五分をもって一日とする。）」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の一時間を単位として与えられた年次有給休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、職員が一日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、半日又は一時間を単位とした年次有給休暇を職員に与えてはならず、また、教育職員等に相当する職員以外の職員が半日を単位とした年次有給休暇を請求した場合において、教育委員会は、一時間を単位とした年次有給休暇を与えてはならない。

第十三条第五項中「四時間」を「一日の勤務時間（一時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の半分」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要がある職員の半日を単位とする年次有給休暇の時間数への換算については、教育長が別に定める。

第十四条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十四条第二項中「三日」を「一月当たりの勤務日数に応じて、別表第五に掲げる日数」に改め、同項ただし書中「一日の勤務時間が七時間四十五分でない」を「勤務する必要がある」に改める。

第二十七条第一号を次のように改める。

一 在職期間が一年以上である職員

第二十八条中「定められた勤務時間」との下に「、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）と」を、「規則第二十二條」との下に「、「二時間」とあるのは「基準時間」と」を加える。

第二十九条中「が東京都のいずれかの職に引き続き在職した期間」を「の在職期間」に改める。

第三十一条第一項中「七時間四十五分」を「一日の勤務時間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第三条第二項の規定により勤務する必要のある職員の第二十一条及び第二十五条に規定する休暇の日への換算については、教育長が別に定める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第二条関係)

一月当たりの勤務日数	一日の勤務時間
十五日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十六日	五時間三十分、五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十七日	五時間四十五分、六時間、六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十八日	六時間十五分、六時間三十分、六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
十九日	六時間四十五分、七時間、七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
二十日	七時間十五分、七時間三十分又は七時間四十五分
二十一日	七時間四十五分

別表第二(第十二条、第十四条関係)

在職期間	一月当たりの勤務日数	十五日及び十六日	十一日から十四日まで
一年未満	十五日	十五日	十一日から十四日まで
一年	十六日	十六日	十一日から十四日まで
二年	十七日	十七日	十一日から十四日まで
三年	十八日	十八日	十一日から十四日まで
四年	十九日	十九日	十一日から十四日まで
五年	二十日	二十日	十一日から十四日まで
六年以上	二十一日	二十一日	十一日から十四日まで

別表第三(第十二条関係)

在職する期間	一月当たりの勤務日数	十五日及び十六日	十一日から十四日まで
一月	十五日	十五日	十一日から十四日まで
二月	十六日	十六日	十一日から十四日まで
三月	十七日	十七日	十一日から十四日まで
四月	十八日	十八日	十一日から十四日まで
五月	十九日	十九日	十一日から十四日まで
六月	二十日	二十日	十一日から十四日まで
七月	二十一日	二十一日	十一日から十四日まで
八月	二十二日	二十二日	十一日から十四日まで
九月	二十三日	二十三日	十一日から十四日まで
十月	二十四日	二十四日	十一日から十四日まで
十一月	二十五日	二十五日	十一日から十四日まで
十二月	二十六日	二十六日	十一日から十四日まで

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四（第十二条関係）

イ 一月当たりの勤務日数が十五日及び十六日

在職する期間	在職期間											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一年未満	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	七日	八日	九日	十日	十日
一年	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十一日
二年	一日	二日	三日	四日	五日	六日	七日	八日	九日	十日	十一日	十二日
三年	二日	三日	四日	五日	六日	七日	九日	十日	十一日	十二日	十三日	十四日
四年	二日	三日	四日	六日	七日	八日	十日	十一日	十二日	十四日	十五日	十六日
五年	二日	三日	五日	六日	八日	九日	十一日	十二日	十四日	十五日	十七日	十八日
六年以上	二日	三日	五日	七日	八日	十日	十二日	十三日	十五日	十七日	十八日	二十日

ロ 一月当たりの勤務日数が十一日から十四日まで

在職する期間	在職期間											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一年未満				一日	二日	三日	五日	五日	五日	五日	五日	五日
一年				一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
二年				一日	二日	四日	六日	六日	六日	六日	六日	六日
三年				二日	三日	五日	八日	八日	八日	八日	八日	八日
四年				二日	四日	五日	九日	九日	九日	九日	九日	九日
五年				二日	四日	六日	十日	十日	十日	十日	十日	十日
六年以上				二日	四日	七日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日	十一日

別表第五（第二十四条関係）

一月当たりの勤務日数	承認日数
十六日	三日
十五日	三日
十四日	二日
十三日	二日
十二日	二日
十一日	二日

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001